平成２６年（フ）第４９８１号
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目18番30―301号
債務者　金丸　成記
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５４５号
大阪市住吉区沢之町２丁目９番17―208号
債務者　乾　　信美
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６３０号
大阪市西成区天神ノ森１丁目11番22号　文化２Ｆ
債務者　佐伯喜久子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３６号
大阪市平野区平野元町８番４号
債務者　真崎　康葉
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１５号
大阪府枚方市池之宮３丁目４番20―310号
債務者　若杉　裕季
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９６号
大阪府高槻市寿町２丁目21番18号　三和マンション―102号
債務者　大月　五雄
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２０号
大阪市大正区千島１丁目10番10号エスポワール403号
債務者　鶴　　文雄
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９８号
大阪府東大阪市上四条町20番33号
債務者　真田　清美
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３１号
大阪府吹田市岸部中１丁目27番３号、前住所大阪市東淀川区豊新５丁目13番15号　豊新マルサン303号
債務者　名護　　昭
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５９９号
大阪市平野区喜連５丁目５番62号　ビラ・ビアンカ302号
債務者　上大迫昭子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６００号
大阪府東大阪市高井田西６丁目１番10―501号
債務者　岡崎　　透
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０７号
大阪府東大阪市出雲井町５番24号　シャルマンコーポ枚岡公園Ｊ―304号
債務者　神田りゆ子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１号
岡山県津山市山北333番地　メイプル山北１―８号
債務者　**伊**藤　利治
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２３８号
香川県高松市木太町803番地１　市営住宅木太町本村団地２棟303号室
債務者　原田　美代（旧姓網谷）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２号
沖縄県浦添市仲間３丁目８番１号、申立時の住所香川県高松市上福岡町2059番地４　グローリー森塚Ｂ３―２
債務者　松嶺　佳子（旧姓児玉・横山・田中）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９４号
香川県丸亀市郡家町3474番地１　ダイワファームＡ棟101号
債務者　山下　雅矢
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部